

# 大館市農業委員会総会議事録

令和7年9月12日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和7年9月12日（金）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 301会議室			
2. 出席委員の氏名（16名）					
1番	高坂 千悦	9番	斎藤 重春	17番	畠山 繁司
2番	渡邊 久雄	10番	石山 元一	18番	藤盛 久登
3番	岩澤 トシ子	11番	小畑 美恵子		
4番	富樫 俊昌	12番	嶋田 久美子		
5番	伊藤 昇	13番	藤原 信雄		
6番	菅原 一成	14番	渡邊 久留美		
8番	安部 幸美	16番	阿部 重信		
3. 欠席委員の氏名（3名）					
7番	小林 大樹	19番	小畑 純市		
15番	浅利 瑞穂				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	次長	加賀 至			
	係長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	16番	阿部 重信		1番	高坂 千悦
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

業務報告	8月総会～9月総会
報告第18号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第19号	賃貸借の合意解約通知について
議案第36号	貸借権設定の許可申請について（農地法第3条）
議案第37号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）
議案第38号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

## 係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

総会を始める前に、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

## 会長

— 挨拶 —

## 係長

会長ありがとうございました。

続きまして、案件に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行をお願いします。

## 議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要になります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号16番 阿部 委員、議席番号1番 高坂 委員をお願いいたします。

## 議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第19号まで一括して事務局から説明お願いいたします。

## 次長

1 ページをお開きください。

8月26日火曜日秋田県農業会議常設審議委員会、引き続き秋田県知事に対する要望活動、秋田市で会長出席。8月29日金曜日農地パトロール推進会議、引き続きまして水稻作柄調査、ここ比内総合支所で開催されまして、会長外33名の方が参加しています。9月2日火曜日秋田県農業委員会女性協議会の会議は、豪雨のため延期となっております。9月9日火曜日地区別農業委員会会長・職務代理・事務局長会議、北秋田市で行われまして、会長と職務代理が参加しています。

次2ページをお開きください。

報告第18号 農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

内訳は3ページから4ページとなりますが、今年6月総会において可決されたものとなっております。

続きまして5ページをお開きください。

報告第19号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

6ページをお開きください。理由が錯誤1件2筆田1,319㎡、売るため1件2筆田面積2,019㎡、合わせて3,338㎡となります。

この理由の錯誤と言いますのは、7ページご覧ください。No.272ですがこの2筆は耕作している場所ではないのに、入れていたという事がございます。

報告は以上です。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、何かご意見、質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議事に移ります。

## 議長

初めに、議案第36号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

## 次長

8ページをお開きください。

議案第36号 貸借権設定の許可申請について

農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

9ページお開きください。

経営拡張の2件で、田の29,673㎡。

中身は10ページをご覧ください。No.94のその他の使用収益権と言いますのは、公社との売買で8年間分割払いをすると所有権が移転するというものでして、その他、という事になっております。

また、別添の農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

以上ご審議、よろしくをお願いいたします。

## 議長

『議案第36号』の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議案の審議に参加できない案件については、個別

に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

## 議長

はじめに『議案第36号 No.93』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

無い様ですので『議案第36号 No.93』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

次に『No.94』について審議します。

恐れ入りますが、議席番号10番 石山 委員は退席願ひます。

(10番 石山委員退席)

## 議長

何かご意見質問等ございませんか。

## 2番(渡邊委員)

ご意見と言うよりも、その他の件に関してもう少し詳しく説明してください。

次長

ご説明いたします。

公社が間に入った売買になるのですが、売買代金を1度に払うのではなく、8年分割で払うという制度がございます。8年で全額を払いきるまでは売買とはならず、借りている形になります。

2番（渡邊委員）

持ち主は公社になっているのですか。

次長

所有権は公社に移転しておりまして、登記名義人は公社になっています。

16番（阿部委員）

確認ですけれども、税制面で優遇があるのではなかったですか。

次長

非課税の上限があがります。

16番（阿部委員）

不動産取得税ですね。

次長

そうです。

5番（伊藤委員）

取得税が確か長期と短期で違ったと思いますが、そこを狙ったものでしょうか。

## 次長

狙ったというのはわからないのですが、公社を通して買うと税制上の優遇措置があるという事です。

## 係長

取得税については年数は関係なく、800万円までは税金がかからないという事になります。

### 1 番（高坂委員）

ただ今の件について、伺いたいことがあるんですが、要するに8年間で取得になると、そのように税制上の優遇を受けた後、9年後とか転売すればどのようになるか、

## 次長

おそらく何も無いかと思われまして。

### 1 番（高坂委員）

生前一括贈与の場合は、一部売却した場合、全部に対して税金がかかったという例があります。

## 議長

この件については、持ち帰ってもらって、来月はっきりした回答をもらいたいと思います。

ないようですので、議案第36号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

議席番号 10 番石山委員は入席をお願いします。

## 議長

次に、議案第 37 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

## 次長

11 ページをお開き願います。

議案第 37 号 所有権移転の許可申請について

農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

12 ページをお開き願います。

経営拡張を理由とする 3 件で、田が 4 筆 7,142 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 1,335 m<sup>2</sup>です。

内訳は、13 ページのとおりとなっております。

また、別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

## 議長

それでは議案第 37 号について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので議案第 37 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

次に、議案第38号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

## 次長

14ページをお願いいたします。

議案第38号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について農用地利用集積等促進計画（案）について、大館市長から意見聴取依頼があったので意見を求める。

15ページご覧ください。令和7年度農用地利用集積等促進計画第6号再配分です。10年の1件、田の17,234㎡です。

中身は16ページのとおりです。

次に17ページをご覧ください。所有権移転移転が1件、田3,156㎡です。

中身は18ページのとおりです。

## 議長

議案第38号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第38号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、議案のとおり許可相当と決して、大館市長へ送付することとします。

## 議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

## 次長

19ページをご覧ください。

9月25日秋田県農会議の常設審議委員会、秋田市。

10月2日現地調査 市内一円 畠山委員と藤盛委員

10月14日大館市農業委員会総会9時からこの場所  
以上です。

## 議長

ただ今の行事日程について何か質問等ございませんか。

## 議長

ほかに皆さんから何かありますか。

総会の方はこれで締めてよろしいでしょうか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

## 係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の大館市農業委員会総会を終了いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午後 2 時 35 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

議 長

---

議事録署名委員 1 6 番

---

議事録署名委員 1 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第36号 No.93	所有権移転 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市猿間字大西・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字二本杉後・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市猿間字戸沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月31日 畠山 繁司 農業委員と羽柴 睦廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第36号 No.94	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">その他の収益権設定</span>		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		秋田市山王四丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月8日 佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第37号 No.66	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字下山田沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市川口字長里・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市川口字長里・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月1日 安部 幸美 農業委員と丸岡 信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

## 農地法第3条調査書

議案第37号 No.67	<input checked="" type="radio"/> 所有権移転 <input type="radio"/> 賃借権設定 <input type="radio"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字吉谷地・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字南扇田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市池内字池内・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>申請地は、譲渡(貸)人は農業を廃止するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、9月1日 小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない

## 農地法第3条調査書

議案第37号 No.68	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市岩瀬字赤川・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字赤川・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字赤川・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は農業を廃止するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月8日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <input checked="" type="radio"/> しない